

第2部 施策ごとの具体的計画

第1部

震災対策編

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

本編

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

1 区、区民、事業者等の基本的責務

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

第1部

風水害対策編

本編

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

基本理念

地震等による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るために、第一に「自らの生命は自らが守る」という自助の考え方、第二に区民及び事業者が地域の中で相互に助け合うことによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ区民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携を図っていくという考え方を基本理念とする。

区分	基本的責務
区	<p>区は、災害対策のあらゆる施策を通じて、防災関係機関等と連携を図り、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活及び事業活動の再建と安定を図り、まちの復興を推進するため、最大の努力を払わなければならない。</p> <p>(1) 区は、北区地域防災計画に基づき、災害対策を的確かつ円滑に推進していかなければならない。また、本計画を定期的に見直し、本計画に基づく災害予防、応急及び復旧対策等を充実させなければならない。</p> <p>(2) 区は、区民及び事業者による自助・共助の活動に対し、助言及び支援を行う。</p> <p>(3) 区職員は、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活及び事業活動の再建と安定を図り、まちの復興を推進するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。</p>
区民	<p>区民は、災害による被害を防止するため、自己の安全確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全確保に努めなければならない。</p> <p>(1) 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 イ 家具類の転倒・落下・移動の防止 ウ 出火の防止（感震ブレーカーの設置など） エ 初期消火に必要な用具の準備 オ 飲料水や食料及び常備薬類の確保 カ 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認 キ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保</p>

区分	基本的責務
区民	<p>(2) 区民は、災害後の区民生活及び事業活動の再建と安定を図り、まちの復興を推進するため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、災害後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び区その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び復興に努めなければならない。</p> <p>(3) 区民は、区、都及びその他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的な災害対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により災害対策に寄与するよう努めなければならない。</p>
事業者	<p>事業者は、区その他の行政機関が実施する災害対策事業及び区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、災害の防止、災害後の区民生活の再建と安定を図り、まちの復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。</p> <p>(1) 事業者は、その事業活動に関して災害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における区民並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。</p> <p>(2) 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24(2012)年東京都条例第17号平成25(2013)年4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。</p> <p>(3) 事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒步による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。</p> <p>(4) 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害を最小限にとどめるため、周辺区民に対する災害対策活動の実施等、周辺区民等との連携及び協力に努めなければならない。</p> <p>(5) 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。</p>

2 防災機関業務大綱

北区及び区の地域における防災関係機関が震災に関して処理する業務は、概ね次のとおりである。

第1 北 区

機関の名称	事務又は業務の内容
政策経営部 (災対政策経営部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害関係対策予算に関すること (2) 災害時における広報活動に関すること (3) 災害情報の収集及び整理に関すること (4) 報道機関への連絡体制に関すること (5) 写真等による情報の収集及び記録に関すること (6) 復興本部事務局の体制整備に関すること (7) 復興計画の総合調整に関すること (8) 電子計算システムの復旧に関すること (9) その他政策経営部の所管に関すること
総務部 (災対総務部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区災対本部の職員の動員に関すること (2) 区災対本部の人員の配置及び調整に関すること (3) 区災対本部の職員の服務及び給与に関すること (4) 車輛、舟艇等輸送機関の調達に関すること (5) 流通物資の調達の指導、協力及び総合調整に関すること (6) 外国人への情報支援に関すること (7) 他の自治体への応援要請及び収容要請に関すること (8) 区職員及び他自治体の応援職員の宿泊施設の確保に関すること (9) 被災した庁舎、校舎等の応急危険度判定及び修理に関すること (10) 所管施設の保全及び保安に関すること (11) 女性被災者等に係る相談に関すること (12) その他総務部の所管に関すること
危機管理室 (災対危機管理室)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区災対本部の通信情報の総括に関すること (2) 都、その他防災関係機関との連携に関すること (3) 区災対本部長室の庶務に関すること (4) 所管施設の保全及び保安に関すること (5) その他危機管理室の所管に関すること

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

機関の名称	事務又は業務の内容
地域振興部 (災対地域振興部)	(1) 地区本部に関すること (2) 地区本部と自主防災組織との連携に関すること (3) 被害概況の把握と報告に関すること (4) 帰宅困難者に関すること (5) 生活相談総合窓口の開設準備に関すること (6) 流通物資の調達、流通物資及び救援物資の管理並びに配給計画に関すること (7) 災害時の体育施設等の利用に関すること (8) 所管施設の保全及び保安に関すること (9) その他地域振興部の所管に関すること
区民部 (災対区民部)	(1) 給水計画に関すること (2) 物資等の管理及び輸送に関すること (3) 生活相談総合窓口の開設と運営に関すること (4) 義援金の受領及び配分並びに被災者生活再建支援金等の支給に関すること (5) 罹災証明書の交付に関すること (6) 被災者台帳の作成に関すること (7) その他区民部の所管に関すること
生活環境部 (災対生活環境部)	(1) ごみ処理及びし尿収集に関すること (2) 廃棄物処理に関すること (3) 行方不明者の捜索並びに遺体の収容及び埋火葬に関すること (4) 放射性物質の測定に関すること (5) 所管施設の保全及び保安に関すること (6) その他生活環境部の所管に関すること
福祉部 (災対福祉部)	(1) 要配慮者の災害対策に関すること (2) 福祉避難所の設置及び管理運営に関すること (3) 災害時のボランティア（医療以外）に関すること (4) 避難場所に関すること (5) 所管施設の保全及び保安に関すること (6) その他福祉部の所管に関すること

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

機関の名称	事務又は業務の内容
北区保健所 健康部 (災対医療衛生部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救護所の開設に関すること (2) 医療救護協定に関する要請及び医療機関との連絡に関すること (3) 災害時のボランティア（医療）に関すること (4) 医療及び助産救護に関すること (5) 医薬品の調達及び配給に関すること (6) 防疫に関すること (7) 健康相談（放射性物質に係るもの含む。）に関すること (8) 動物の救護に関すること (9) 所管施設の保全及び保安に関すること (10) その他北区保健所及び健康部の所管に関すること
まちづくり部 (災対まちづくり部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災まちづくり計画に関すること (2) 復興まちづくり計画に関すること (3) 応急仮設住宅に関すること (4) 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること (5) 建築物の被害状況調査に関すること (6) がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関すること (7) 所管施設の保全及び保安に関すること (8) その他まちづくり部の所管に関すること
土木部 (災対土木部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急道路障害物除去路線、準緊急道路障害物除去路線及び避難路の確保に関すること (2) 道路等占有物件の対策に関すること (3) 応急資材及び労力の確保に関すること (4) 堤防、道路、橋りょう、公園、トンネル等の点検、整備及び復旧に関すること (5) 障害物等の除去に関すること (6) 水防活動に関すること (7) 河川の流木対策に関すること (8) がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関すること (9) 所管施設の保全及び保安に関すること (10) その他土木部の所管に関すること

第1部

震災対策編

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

本編

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

機関の名称	事務又は業務の内容
会計管理室 (災対会計管理室)	(1) 金銭及び物品の出納管理に関すること (2) その他会計管理室の所管に関すること
教育振興部 (災対教育振興部)	(1) 避難所の設置及び管理運営に関すること (2) 園児、児童・生徒の保護及び救護に関すること (3) 応急教育に関すること (4) 所管施設の保全及び保安に関すること (5) その他教育振興部の所管に関すること
子ども未来部 (災対子ども未来部)	(1) 保育園児及び児童の保護及び救護に関すること (2) 災害遺児等の保護に関すること (3) 応急保育に関すること (4) 所管施設の保全及び保安に関すること (5) その他子ども未来部の所管に関すること
区議会事務局 (災対区議会事務局)	(1) 区議会議員との連絡に関すること (2) その他区議会事務局の所管に関すること

第2 都関係機関

機関の名称	事務又は業務の内容
警視庁第十方面本部 王子・赤羽・滝野川 警察署	(1) 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること (2) 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること (3) 行方不明者等の捜索及び調査に関すること (4) 遺体の調査等及び検視に関すること (5) 交通の規制に関すること (6) 緊急通行車両確認標章の交付に関すること (7) 公共の安全と秩序の維持に関すること
東京消防庁 第五消防方面本部 王子・赤羽・滝野川 消防署	(1) 火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること (2) 救急及び救助に関すること (3) 危険物等の措置に関すること (4) 前三号に掲げるもののほか、消防に関すること
王子・赤羽・滝野川 消防団	(1) 火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること (2) 救急及び救助に関すること (3) 危険物施設及び重要対象物等の状況把握に関すること (4) 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上等に関すること (5) 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること
都建設局 都第六建設事務所 都東部公園緑地事務所	(1) 河川の保全及び復旧に関すること (2) 砂防施設の保全及び復旧に関すること (3) 道路及び橋りょうの整備、保全及び復旧に関すること (4) 水防活動に関すること (5) 河川における流木対策に関すること (6) 河川、道路等における障害物の除去等に関すること (7) 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関すること
都交通局 (北自動車営業所)	(1) 都営バス施設の点検、整備及び復旧に関すること (2) バスによる輸送協力に関すること
都水道局 (北部支所 北営業所)	(1) 応急給水に関すること (2) 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること
都下水道局 (西部第二下水道事務所)	(1) 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること (2) 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関すること

第1部

震災対策編

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

本編

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

第3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の内容
財務省 関東財務局 東京財務事務所	(1) 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む）に関すること (2) 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること
国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所	(1) 河川の保全に関すること (2) 災害時に関する予報及び警報の発表及び伝達、水防活動に対する指導、災害時における応急工事、堤防、水門及び排水機場の管理、災害応急対策に関すること

第4 指定公共機関・指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の内容
東日本旅客鉄道(株) (東京支社)	(1) 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設の保全に関すること (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること (3) 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること
東京地下鉄(株) (後楽園駅務管区)	(1) 鉄道施設等の安全保安に関すること (2) 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること (3) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
東日本電信電話(株) (東京北支店)	(1) 電気通信設備の建設及び施設の保全に関すること (2) 重要通信の確保に関すること (3) 気象予警報の伝達に関すること (4) 通信ネットワークの信頼性向上に関すること (5) 災害時の電気通信設備の復旧に関すること
東京電力パワーグリッド(株) (大塚支社)	(1) 電力施設等の建設及び安全保安に関すること (2) 電力需給に関すること
東京ガス(株)	(1) ガス供給設備の建設及びそれらの維持管理に関すること (2) ガスの供給に関すること

機関の名称	事務又は業務の内容
日本郵便(株) (王子・赤羽郵便局)	(1) 郵便事業の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱に関すること ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地宛救助用郵便物の料金免除 エ 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分
首都高速道路(株)	(1) 首都高速道路等の建設及び保全に関すること (2) 首都高速道路等の災害復旧に関すること (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること
北区医師会	災害時における医療救護活動の協力に関すること
北歯科医師会	歯科医療救護活動に関すること
滝野川歯科医師会	歯科医療救護活動に関すること
北区薬剤師会	応急医薬品の優先供給に関すること
北区接骨師会	医療救護活動に関すること
東京都獣医師会北支部	動物救護活動に関すること

第5 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の内容
陸上自衛隊 第1師団 第1普通科連隊	(1) 災害派遣の計画及び準備 ア 防災関係資料の基礎調査 イ 災害派遣計画の作成及び地域防災計画への意見提出 ウ 防災に関する訓練の実施 (ア) 自衛隊の実施する訓練 (イ) 北区地域防災計画に基づく防災に関する訓練への参加 (2) 災害派遣の実施 ア 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急援護または応急復旧に関すること イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡に関すること

第6 協力機関

北区は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、以下の団体と応援協定等を締結し、災害時における協力を依頼している。

令和5(2023)年4月現在

団体・施設の名称	応援協定等の名称	内容
自治体関係		
群馬県甘楽町	北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定	相互応援
群馬県中之条町	北区と中之条町との災害時における相互応援に関する協定	相互応援
群馬県前橋市	北区と前橋市の災害時における物資等の支援に関する協定	物資応援
埼玉県川口市	災害時における情報交換に関する協定	情報交換
	北区防災行政無線局設置等に関する協定	無線設置
埼玉県蓮田市	北区と蓮田市との災害時における相互応援に関する協定	相互応援
山形県酒田市	北区と酒田市との災害時における相互援助協定	相互応援
北海道清水町	渋沢栄一翁でつながる東京都北区と北海道清水町との次世代を築く連携及び協力に関する協定	相互応援
特別区	特別区災害時相互協定及び相互支援に関する協定	相互支援
	災害廃棄物の共同処理等に関する協定	災害廃棄物処理
東京都及び都内の区市町村	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定	相互応援
応急対策業務		
北区街灯保安会	災害時における応急対策業務に関する協定	資機材等の提供
北区造園協力会	災害時における応急対策業務に関する協定	資機材等の提供
北区土木緊急工作隊	災害時における応急対策業務に関する協定	資機材等の提供
北区管工会	災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定	区有建築物等の応急対策
北区建設業協会	災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定	区有建築物等の応急対策

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

団体・施設の名称	応援協定等の名称	内容
北区総合建設業協議会	災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定	区有建築物等の応急対策
北区電設工業会	災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定	区有建築物等の応急対策
東京土建一般労働組合北支部	災害時における協力に関する協定	被災建築物の応急修理等
東京都建築士事務所協会北支部	災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定	建築物応急危険度判定員等の派遣
食料等の物資供給		
株式会社イオン	災害時における物資の供給に関する協定	物資の供給
オーチー株式会社	災害時における物資の供給に関する協定	物資の供給
東京都北区麺類組合災害対策本部	災害時における麺類等の供給に関する協定	麺類等の供給
東京都麺類協同組合 王子・赤羽・滝野川支部	災害時における麺類等の供給に関する協定	麺類等の供給
東京都麵業連合協同組合赤羽支部	災害時における麺類等の供給に関する協定	麺類等の供給
東京都米穀小売商業組合北支部	災害時における応急用精米の優先供給に関する協定	精米の供給
興亜紙業株式会社	災害時における段ボール製品等の調達業務に関する協定書	資機材等の提供
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	北区の防災体制強化に関する協定書	資機材等の提供
飲料水及び生活用水等		
医療法人社団博栄会 赤羽中央総合病院	給水施設の維持管理及び運用に関する協定	応急給水
東京都公衆浴場商業協同組合北支部	災害時における公衆浴場及び井戸の使用に関する協定	生活用水の提供
東京都水道局	給水施設の維持管理及び運用に関する協定	応急給水
	避難所における応急水栓の設置及び使用に関する覚書	
	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	
東京都水道局及び帝京大学	旧北区立富士見中学校における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	応急給水
東日本旅客鉄道(株)東京支社	深井戸使用に関する協定	応急給水

第1部

第2部
震災対策編

第3部

担当表

第1部

第2部
風水害対策編

本編

第3部
担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

団体・施設の名称	応援協定等の名称	内容
輸送業務		
東京都トラック協会北支部	災害時における緊急輸送業務に関する協定	輸送用車両の供給
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部	災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定	輸送用軽自動車両の供給
タクシー・バス事業者11社	災害時におけるタクシー・バス車両による緊急輸送協力に関する協定	人員輸送等
トヨタモビリティ東京株式会社	災害時における給電車両貸与に関する協定書	給電車の貸与
避難所施設・一時滞在施設		
予備避難所・妊婦救護所等		
都立飛鳥高等学校	避難所施設利用に関する協定	予備避難所の開設
都立桐ヶ丘高等学校	避難所施設利用に関する協定	予備避難所の開設
都立王子総合高等学校	避難所施設利用に関する協定 災害時における東京都立王子総合高等学校の使用に関する覚書	予備避難所の開設
学校法人渡辺学園 (東京家政大学)	災害時における協力体制に関する協定	予備避難所の開設
学校法人星美学園	災害時における協力体制に関する協定	予備避難所及び妊婦救護所の開設
学校法人帝京大学	災害時における協力体制に関する協定	予備避難所の開設
学校法人東洋大学	災害時における協力体制に関する協定	予備避難所の開設
学校法人東京成徳学園	災害時における避難場所解放に関する協定	予備避難所の開設
学校法人駿台学園	災害時等における協力体制に関する協定書	避難所の開設
東京国際フランス学園	北区防災事業における協力体制に関する協定	避難所の開設
東京都立赤羽北桜高等学校	避難所等施設利用に関する協定書	避難所の開設
東京都（建設局）、 公益財団法人東京都公園協会	避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定	避難場所の開設
財務省	大規模水害時における施設等の使用に関する協定	予備避難所の開設

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

団体・施設の名称	応援協定等の名称	内容
福祉避難所		
都立王子特別支援学校	避難所施設利用に関する協定	福祉避難所の開設
都立北特別支援学校	避難所施設利用に関する協定	福祉避難所の開設
介護老人保健施設はくちょう	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
介護老人保健施設リハビリパーク滝野川	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
東京北医療センター介護老人保健施設さくらの杜	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
介護老人保健施設太陽の都	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
特別養護老人ホームウエルガーデン西が丘園	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
特別養護老人ホームうきま幸朋苑	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
特別養護老人ホーム王子光照苑	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
特別養護老人ホーム新町光陽苑	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
特別養護老人ホームみずべの苑	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
特別養護老人ホーム赤羽北さくら荘	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
たいよう事業所	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	福祉避難所の開設
あゆみステーション	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	福祉避難所の開設
就労・生活支援センター飛鳥晴山苑	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	福祉避難所の開設
介護付有料老人ホームアイムス赤羽	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	福祉避難所の開設
介護老人保健施設東京シニアケアセンター赤羽	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	福祉避難所の開設
一時滞在施設		
川田工業株式会社	災害時における施設利用の協力に関する協定	一時滞在施設の開設
王子地区の民間10事業者	災害時における施設利用の協力に関する協定	一時滞在施設の開設

第1部

第2部
震災対策編

第3部

担当表

第1部

第2部
風水害対策編

第3部
本編

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

団体・施設の名称	応援協定等の名称	内容
トヨタモビリティ東京株式会社	災害時における施設利用の協力に関する協定	一時滞在施設の開設
東京冷機工業株式会社	災害時における施設利用の協力に関する協定	一時滞在施設の開設
十条駅西口地区市街地再開発組合	災害時における施設利用の協力に関する協定	一時滞在施設の開設
垂直避難施設		
東京都（住宅政策本部） (都営住宅)	大規模な水害時における緊急避難に関する覚書	水害時の緊急避難施設
独立行政法人都市再生機構	大規模な水害時における一時的な緊急避難に関する協定	水害時の緊急避難施設
東京都住宅供給公社	大規模な水害時における緊急避難に関する覚書	水害時の緊急避難施設
東京都（住宅政策本部）	水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定書	水害時の緊急避難施設
広域避難施設		
独立行政法人国立青少年教育振興機構	広域避難先としての施設利用に関する細目協定	水害時の緊急避難施設
国立大学法人東京藝術大学	広域避難先としての施設利用に関する細目協定	水害時の緊急避難施設
東京都公立大学法人	広域避難先としての施設利用に関する細目協定	水害時の緊急避難施設
株式会社東京テレポートセンター	広域避難先としての施設利用に関する細目協定	水害時の緊急避難施設
東京都（東京ウィメンズプラザ）	広域避難先としての施設利用に関する協定	水害時の緊急避難施設
東京都（東京藝術劇場）	広域避難先としての施設利用に関する協定	水害時の緊急避難施設
東京都（東京都美術館）	広域避難先としての施設利用に関する協定	水害時の緊急避難施設
東京都（東京文化会館）	広域避難先としての施設利用に関する協定	水害時の緊急避難施設
独立行政法人国際協力東京センター	広域避難先としての施設利用に関する細目協定	水害時の緊急避難施設
学校法人上智学院	広域避難先としての施設利用に関する細目協定	水害時の緊急避難施設

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

団体・施設の名称	応援協定等の名称	内容	
株式会社東京ビッグサイト	広域避難先としての施設利用に関する細目協定	水害時の緊急避難施設	震災対策編 担当表
有明テニスの森公園	広域避難先としての施設利用に関する協定	水害時の緊急避難施設	
東京体育館	広域避難先としての施設利用に関する協定	水害時の緊急避難施設	
駒沢オリンピック公園総合運動場	広域避難先としての施設利用に関する協定	水害時の緊急避難施設	
東京都多摩障害者スポーツセンター	広域避難先としての施設利用に関する協定	水害時の緊急避難施設	
株式会社東京国際フォーラム	広域避難先としての施設利用に関する細目協定	水害時の緊急避難施設	
ハイパフォーマンススポーツセンター	広域避難先としての施設利用に関する細目協定	水害時の緊急避難施設	
国立代々木競技場	広域避難先としての施設利用に関する細目協定	水害時の緊急避難施設	
学校法人立教学院	広域避難先としての施設利用に関する細目協定	水害時の緊急避難施設	
学校法人早稲田大学	広域避難先としての施設利用に関する細目協定	水害時の緊急避難施設	
学校法人学習院	広域避難先としての施設利用に関する細目協定	水害時の緊急避難施設	
学校法人法政大学	広域避難先としての施設利用に関する細目協定	水害時の緊急避難施設	
学校法人中央大学	広域避難先としての施設利用に関する細目協定	水害時の緊急避難施設	
医療・薬品			
東京都北区医師会	災害時における医療救護活動についての協定	医療救護	風水害対策編 本編 担当表
	医療救護に係る費用弁償に関する覚書	医療救護	
北区薬剤師会	災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定	医薬品の供給	
	災害時における薬剤師会の協力についての協定	連携協力	
公益社団法人柔道整復師会北支部	災害時における柔道整復師会の協力に関する協定	傷病者への応急手当	震災対策編 資料編
公益社団法人東京都北歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動についての協定	歯科医療救護	

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

団体・施設の名称	応援協定等の名称	内容
公益社団法人東京都滝野川歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動についての協定	歯科医療救護
公益社団法人東京都助産師会北地区分会	災害時における妊産婦等への支援活動に関する協定	妊産婦等の支援
東京都訪問看護ステーション協会	災害時における東京都訪問看護ステーション協会の協力についての協定	連携協力
公益社団法人東京都獣医師会北支部	災害時における動物救護活動に関する協定	動物救護活動
アルフレッサ株式会社	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	医薬品等の調達
東邦薬品株式会社 豊島・北営業所	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	医薬品等の調達
株式会社スズケン 城北第二支店	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	医薬品等の調達
株式会社メディセオ	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	医薬品等の調達
東京北医療センター	緊急医療救護所の設置に関する協定	緊急医療救護所
花と森の東京病院	緊急医療救護所の設置に関する協定	緊急医療救護所
明理会中央総合病院	緊急医療救護所の設置に関する協定	緊急医療救護所
赤羽中央総合病院	緊急医療救護所の設置に関する協定	緊急医療救護所
王子生協病院	緊急医療救護所の設置に関する協定	緊急医療救護所
情報・通信		
国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所	光通信ネットワークを利用した河川情報提供に関する協定	洪水時等の情報交換
国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	各種情報の交換
株式会社ジェイコム東京	災害時における臨時災害放送局開設に関する覚書	臨時災害放送局の開設・運営
	防災情報等の広報に関する覚書	防災情報の広報
	防災行政無線の連動サービスに関する覚書	防災行政無線との連動
	データ放送による北区イベント情報の配信に関する覚書	北区イベント情報の配信

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

団体・施設の名称	応援協定等の名称	内容
東京消防庁滝野川消防署	非常通信の運用に関する協定	非常通信運用の協力
東京都北区商店街連合会	災害時における商店街所有の放送設備を使用した災害情報の伝達に関する協定	放送設備の使用
LINEヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	迅速な情報提供
東京都	罹災証明書の交付に係る情報提供等に関する協定	家屋台帳情報の提供
災害廃棄物処理		
東京廃棄物事業協同組合	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	災害廃棄物収集運搬
一般社団法人 東京環境保全協会	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	災害廃棄物収集運搬
一般社団法人 東京都中小建設業協会	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	災害廃棄物処理処分
一般社団法人 東京都産業資源循環協会	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	災害廃棄物処理処分
宇佐見産業株式会社	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定	し尿収集車両等の供給
株式会社タカサゴ	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定	し尿収集車両等の供給
株式会社ヒット	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定	し尿収集車両等の供給
東京都下水道局西部第二下水道事務所	災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書	し尿搬入及び受入
一般社団法人 東京環境保全協会	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定	し尿収集運搬
東京廃棄物事業協同組合	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定	し尿収集運搬
株式会社 京葉興業	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定	し尿処理処分
株式会社 太陽油化	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定	し尿処理処分
防災行政無線		
滝野川信用金庫	東京都北区防災行政用無線（固定系）設備の設置に関する協定	無線設置

第1部

震災対策編

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

本編

第3部

震災対策編

資料編

風水害対策編

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

団体・施設の名称	応援協定等の名称	内容
警視庁王子警察署	北区地域防災無線局の設置等に関する協定	無線設置
警視庁赤羽警察署	北区地域防災無線局の設置等に関する協定	無線設置
警視庁滝野川警察署	北区地域防災無線局の設置等に関する協定	無線設置
東京消防庁王子消防署	北区地域防災無線局の設置等に関する協定	無線設置
東京消防庁赤羽消防署	北区地域防災無線局の設置等に関する協定	無線設置
東京消防庁滝野川消防署	北区地域防災無線局の設置等に関する協定	無線設置
特別養護老人ホーム王子光熙苑	北区地域防災無線局の設置等に関する協定	情報・通信
社会福祉法人東京都福祉事業協会	北区地域防災無線局の設置等に関する協定	情報・通信
北区立特別養護老人ホーム	北区地域防災無線局の設置等に関する協定	情報・通信
社団法人東京都北区医師会	北区地域防災無線局の設置等に関する協定	情報・通信
東京都水道局北営業所	北区地域防災無線局の設置等に関する協定	情報・通信
都立飛鳥高等学校	北区地域防災無線局の設置等に関する協定	情報・通信
都立北特別支援学校	北区地域防災無線局の設置等に関する協定	無線設置
都立王子特別支援学校	北区地域防災無線局の設置等に関する協定	無線設置
社団法人北区薬剤師会	北区地域防災無線局の設置等に関する協定	無線設置
東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社	北区地域防災無線局の設置等に関する協定	無線設置
王子郵便局	北区地域防災無線局の設置等に関する協定	無線設置
都立桐ヶ丘高等学校	北区地域防災無線局の設置等に関する協定	無線設置
株式会社 赤羽ゴルフ場	東京都北区と株式会社赤羽ゴルフ場の災害時における協力に関する協定	無線設置
東日本旅客鉄道株式会社	北区地域防災無線局の設置等に関する協定 (王子駅)	無線設置
	北区地域防災無線局の設置等に関する協定 (田端駅)	
	北区地域防災無線局の設置等に関する協定 (赤羽駅)	
都立王子総合高等学校	北区地域防災無線局の設置等に関する協定	無線設置
学校法人星美学園	東京都北区防災行政無線（同報系）設備の設置に関する協定	無線設置
独立行政法人都市再生機構	東京都北区防災行政無線（同報系）設備の設置に関する協定書を一部改定する協定書	無線設置
資機材等設置		
十条銀座商店街振興組合	商店街における消火器資機材の配置及び使用に関する覚書	資機材の設置
赤羽一番街商店街振興組合	商店街における消火器資機材の配置及び使用に関する覚書	資機材の設置

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

団体・施設の名称	応援協定等の名称	内容
東京都（下水道局）	北区におけるマンホール用仮設トイレに関する覚書	資機材の設置
赤羽消防団	赤羽自然観察公園等の利用及び災害時における避難場所開放に関する協定	資機材の設置
相談窓口		
有限会社東京フェミニストセラピーセンター	災害時における女性被災者等の相談窓口設置に伴う業務等に関する協定	相談業務
特定非営利法人女性ネットさやや	災害時における女性被災者等の相談窓口設置に伴う業務等に関する協定	相談業務
特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふおーらむ	災害時における女性被災者等の相談窓口設置に伴う業務等に関する協定	相談業務
その他		
北区リサイクラー事業協同組合	災害時における遺体搬送等の業務に関する協定	遺体搬送等の業務
社会福祉法人茂原高師保育園	北区内高台地域における応急保育に関する協定書	応急保育
社会福祉法人 北区社会福祉協議会、 特定非営利活動法人 東京都北区市民活動推進機構	災害時におけるボランティア活動に関する協定	災害ボランティアセンターの運営等
社会福祉法人 北区社会福祉協議会、 特定非営利活動法人 東京都北区市民活動推進機構、 公益社団法人東京青年会議所	災害時等における協力体制に関する協定	災害時等における協力
城北環境衛生同友会	災害時における消毒作業活動に関する協定	消毒作業活動
東京消防庁王子消防署	震災時多機能型深層無限水利（深井戸）の管理並びに活用に係る協定	消防水利の活用
	水害時等における王子消防署機能強化のための施設借用に関する協定書	消防車両等の一時移転
東京消防庁王子消防署、 東京消防庁赤羽消防署、 東京消防庁滝野川消防署	災害時における罹災証明書発行に関する協定書	罹災証明書発行のための情報提供
東京都理容生活衛生同業組合 北支部	災害時における理容サービス提供に関する協定	理容サービスの提供
日本郵便株式会社	北区と郵便事業株式会社との災害時における相互協力に関する協定	郵便業務
女子栄養大学	東京都北区と女子栄養大学との連携協力に関する包括協定	連携協力

第1部

震災対策編

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

本編

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

団体・施設の名称	応援協定等の名称	内容
国立大学法人お茶の水女子大学	東京都北区と国立大学法人お茶の水女子大学との連携協力に関する包括協定	連携協力
東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社	災害時等における相互連携等に関する基本協定書	相互支援

第2章 区民と地域の防災力向上

【基本方針】

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、災害時における自助・共助の重要性が明らかになっている。また、熊本地震では、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識された。

区民、自主防災組織、事業者等は、「自らの生命・まちは自ら守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、区民、事業者、区、ボランティア団体等との相互連携、相互支援を強め、自助・共助による区民及び地域の防災力の向上を推進する。

予防対策		頁
1 自助による区民の防災力向上	1－1 区民による自助の備え 1－2 防災意識の啓発 1－3 防災教育・防災訓練の充実 1－4 外国人支援対策	震-44
2 地域による共助の推進		震-58
3 マンション防災における自助・共助の構築	3－1 マンション居住者による自助の備え 3－2 防災意識の啓発 3－3 防災教育・防災訓練の充実	震-62
4 消防団の活動体制の強化		震-63
5 事業者による自助・共助の強化		震-63
6 ボランティアとの連携		震-66
7 小・中学校の防災対策		震-69
応急対策		頁
1 自助による応急対策の実施	1－1 区民自身による応急対策 1－2 外国人の情報収集等に係る支援	震-71
2 地域による応急対策の実施		震-73
3 消防団による応急対策の実施		震-74
4 事業者による応急対策の実施		震-76
5 マンション防災における応急対策の実施		震-76
6 ボランティアとの連携		震-76
7 応急教育・応急保育	7－1 応急教育の実施 7－2 応急保育の実施	震-78
本章の関係する関連計画・マニュアル		
学校防災マニュアル		

【予防対策】

1 自助による区民の防災力向上

1-1 区民による自助の備え

第1 区民による自助の促進

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命、自分たちのまちは自分たちで守る」という観点に立ち、必要な防災対策を推進する。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 日頃からの出火の防止
- (3) 消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカーなどの住宅用防災機器等の準備
- (4) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- (5) ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- (6) 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- (7) 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- (8) 日常備蓄（ローリングストック）の考え方を取り入れながら、在宅避難に向けた飲料水（1日1人3リットル目安）・食料などの備蓄食料・生活用品（最低3日間分、推奨1週間分）や、携帯ラジオなど非常持ち出し用品や簡易トイレの準備
- (9) 日常的に使用しているもので、使用対象者が限られるなどの特別なもの、1週間分程度の備蓄（ただし、医薬品等の備蓄が難しいものは、お薬手帳の写しなど、その手配につながるもの）の備蓄
- (10) 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- (11) 区・都が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- (12) 町会・自治会、自主防災組織などが行う行事への積極的な参加を通じた、近隣との顔の見える関係の構築
- (13) 災害時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- (14) 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への備え
- (15) 避難所への同行避難に備えたペットのしつけ、健康管理、避難所での飼育に備えた必要な資材（ケージ・その他の飼育用具）と当面のペットフードの用意
- (16) 地震保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

第2 要配慮者世帯等における自助の促進

区は、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を必要とする人を「要配慮者」、要配慮者のうち円滑かつ迅速な避難を行うために特に支援が必要となる人を「避難行動要支援者」と位置づけ、支援体制の構築を進めている。

区民においても、要配慮者がいる世帯は、次に掲げる措置をはじめとした防災対策を推進するよう、啓発活動等を行っていく。

- (1) 区が要配慮者向けに早めの避難を促す「高齢者等避難」等の意味を正しく理解し、適切な避難行動を図る。また、その際に支援を求める者をあらかじめ決めておく。
- (2) 自力又は自世帯のみの力では避難が困難な世帯は、避難行動要支援者名簿に登録し、災害時に自主防災組織や防災関係機関等による支援を受けられるよう備える。
- (3) 日常的に使用しているもので、使用対象者が限られるなどの特別なもの、1週間分程度の備蓄を行う。ただし、医薬品等の備蓄が難しいものは、お薬手帳の写しなど、その手配につながるもの用意する。
- (4) 要配慮者が日頃から備えておくべきことや災害時にとるべき行動等を記した「東京防災※」等を活用して、災害に対する日頃からの備えを進める。
※令和5(2023)年9月東京都発行
- (5) 区の要配慮者向けの支援事業を活用し、家庭内に家具転倒防止器具や感震ブレーカー等を設置する。
- (6) 災害時の避難支援を容易とするため、日頃から地域のイベントなどへ積極的に参加し、身近に住む者同士の顔の見える関係を構築する。

→ 第2部 施策ごとの具体的計画

第9章 避難者対策【予防対策】2 要配慮者の避難等支援体制の整備
2-2 避難行動要支援者への支援の考え方 (p震-302) 参照

1-2 防災意識の啓発

担当	区各部／警視庁／東京消防庁／消防署／都水道局／都福祉局／都保健医療局／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)／東日本電信電話(株)／東京電力パワーグリッド(株)／東京ガス(株)／首都高速道路(株)
----	--

区や各防災関係機関は、区民の危機意識を喚起することにより、区民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、家庭内での備蓄や自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止、感震ブレーカーの設置、災害時の安否を確認する方法の取り決め等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

第2章 区民と地域の防災力向上 【予防対策】

機関名	対策内容
区	<p>1. 区民への啓発</p> <p>(1) 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 地震への備え イ 地震発生のしくみ ウ 区の防災対策（避難場所）、防災施設の現況、備蓄物資の内容等 エ 避難情報 <p>(2) 広報媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 北区ニュース 区発行の広報紙で隨時防災関係記事を掲載する。 イ パンフレット 北区防災地図等を作成し、区内全戸に配布している。 また、地震の科学館（東京都北区防災センター）では、啓発用パンフレットを作成し、来館者へ配布している。 ウ ホームページ 平常時から、災害時の避難手順、災害廃棄物の処分方法等、防災施設の現況等の防災に関する情報を掲載する。 エ X（旧twitter）・フェイスブック 北区公式X（旧twitter）(@kitaku_tokyo)・北区公式フェイスブック(@kita.city.tokyo)を活用し、平常時から情報発信を行っている。 オ 各種イベントの開催 防災訓練や防災フェスタ等のイベントの開催を通じて、各防災施設等を区民へ周知している。また、区民が集まる機会を捉えて、防災に関する出前講座等を行うことで、防災意識の向上を図る。 カ 防災用品等の普及促進 防災用品等のあっせん等を通じて、備蓄の促進、家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施、感震ブレーカーの設置など、家庭内における防災対策の普及を図る。 なお、感震ブレーカーについては、不燃化特区内の木造住宅を対象に機器の配布事業を行い、通電火災の危険性を周知するとともに、大規模な延焼火災が発生するリスクの低減を図る。 キ 防災セミナー講師派遣事業等の実施 自主防災組織等の防災講座開催を支援し、防災意識等の向上について普及・啓発している。 ク 東京都が公開している防災ブック「東京防災」を区民に広く周知する。 <p>2. 区職員への啓発</p> <p>(1) 区各部は、適宜、防災に関するマニュアルの見直しを行うとともに、当該マニュアルに基づく防災訓練を実施する。</p> <p>(2) 区職員向けに行動マニュアルを作成し、災害時における基本的な対応を示すとともに、家庭内における防災対策を奨励していく。</p> <p>(3) 職員救急法講座を開催する。</p>

機関名	対策内容	
東京消防庁	<p>1. 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅防火10の心得（日常生活における注意事項など） (2) 地震に対する10の備え（家具類の転倒・落下・移動防止など） (3) 地震 その時10のポイント（身体防護、出火防止など） (4) 地震から命を守る「7つの問い合わせ」（要配慮者向け） (5) 出火防止、初期消火、救出及び応急救護の知識 (6) 事業者の地震対策（事業所防災計画） (7) 消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織等の活動紹介及び加入促進 (8) 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発 <p>2. 広報媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 印刷物 (2) ホームページ・ソーシャルネットワークサービス (3) 講習会等 (4) 東京消防庁消防防災資料センター等における常設展示 (5) 民間広報媒体 (6) 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 (7) 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 (8) 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 (9) 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 (10) 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 <p>3. 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の防火防災功労賞 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発 	<p>第1部 震災対策編 第2部 第3部 担当表</p> <p>第1部 風水害対策編 第2部 本編 第3部 担当表</p> <p>第1部 風水害対策編 第2部 本編 第3部 担当表</p>
東日本旅客 鉄道(株) 東京地下鉄 (株)	ホームページに、防災対策等の安全対策、列車の運行状況等について掲載している。	<p>震災対策編 資料編 風水害対策編</p>

第2章 区民と地域の防災力向上 【予防対策】

機関名	対策内容
東日本電信 電話(株)	<p>1. 広報の方法及び内容 防災展及び地域防災演習時における災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)の利用体験、災害対策関連機器の説明、防災パンフレット等の配布</p> <p>2. 広報媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) NTTの災害対策 (2) 「災害伝言ダイヤル171」 (3) ホームページ 災害に強い通信サービスを実現するための取り組みや、災害用伝言ダイヤルについて紹介 <p>3. 災害用公衆電話</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事前設置型災害用公衆電話の運用訓練支援 (2) 公衆電話の利用方法に関する啓発活動
東京電力 パワー グリッド(株)	<p>1. 広報の内容 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、区民に対し次の事項を中心に広報活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。 (2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。 (3) 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。 (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 (5) 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。 (6) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。 (7) 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。 (8) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (9) その他事故防止のため留意すべき事項 <p>2. 広報媒体 電気事故防止PRについては、日頃からテレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し、認識を深める。</p>
東京ガス(株)	<p>1. 広報の方法及び内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 各種業務機会を通じて、ガスマーティーの復帰方法やガスの供給・復旧状況を掲載する「復旧マイマップ」を周知し、防災意識の高揚を図っている。 (2) 地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発 (3) 防災・安全対策に関する取り組み紹介

機関名	対策内容	
東京ガス(株)	<p>2. 広報媒体</p> <p>以下のような媒体を通じて、防災と安全への取組や利用者の安全・防災対策を紹介している。</p> <p>(1) パンフレット 「東京ガスネットワークの防災対策」</p> <p>(2) ホームページ</p> <p>ア 超高密度リアルタイム地震防災システム 約4,000ヶ所の全地区ガバナ(整圧器)に設置された高性能地震計(SIセンサー)によりリアルタイムに地震情報を収集し、被害推定及び遠隔遮断が可能になったシステムの紹介</p> <p>イ ガス供給停止区域・ガス供給停止件数 大地震によりガスの供給が停止した場合の供給停止区域、供給停止件数情報、地震時のガスの取扱いに関するご注意等について掲載</p> <p>ウ ガスマーティーの復帰方法 ガスマーティーの種類別復帰方法、ガスマーティーの主な設置場所例等を掲載</p>	<p>第1部 震災対策編 第2部 第3部 担当表</p>
都水道局	<p>1. 広報内容</p> <p>(1) 地震発生に際しての都水道局の応急対策</p> <p>(2) 水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由</p> <p>(3) その他</p> <p>2. 広報の方法</p> <p>(1) X(旧twitter)の活用 震災時の情報伝達手段として有効とされるX(旧twitter)を活用した情報提供を行う。</p> <p>(2) 様々な広報施策を多角的に活用した効果的な広報の展開 水道キャラバンやホームページ、その他配布物により分かりやすくPRを実施していく。</p> <p>3. 広報媒体</p> <p>(1) パンフレット 「水道・くらしのガイド」</p> <p>(2) ビデオ 「近くにあります給水拠点」</p>	<p>第1部 風水害対策編 第2部 本編 第3部 担当表</p>

第2章 区民と地域の防災力向上
【予防対策】

機関名	対策内容
都福祉局 ・ 都保健 医療局	<p>1. 医療救護活動関係マニュアルの作成と研修の実施</p> <p>災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルを作成し、マニュアルに基づく研修会（トリアージ※研修会、身元確認に関する歯科医師研修会等）を実施する。</p> <p>※傷病者の緊急度に応じた分類</p> <p>2. 病院における防災意識の高揚</p> <p>(1) 「防災週間」にあわせ、都内の全病院に対し訓練指針等について周知していく。 (2) 社会福祉施設等へも同じく周知する。</p> <p>3. 要配慮者への支援</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の整備、支援者や避難先など避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別避難計画の策定など、区市町村の取組に対する支援を実施する。 (2) 区市町村職員を対象とした要配慮者研修を実施する。</p>
首都高速 道路(株)	災害時における利用者等の適切な判断及び行動に資するため、各種の防災関連行事等を通じて、特に道路交通対策、防災対策に関する知識、避難対応等に関する事項等各種の災害・防災に関する情報を利用者に周知するよう、パンフレットの配布等による広報を実施し、平常時における防災知識を普及する啓発活動を推進するものとする。

1-3 防災教育・防災訓練の充実

担当	区各部／警視庁／東京消防庁／消防署／消防団／都水道局／都福祉局／都保健医療局／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)／東日本電信電話(株)／東京電力パワーグリッド(株)／東京ガス(株)／首都高速道路(株)
----	--

区や各防災関係機関は、幼児期から社会人までの連続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神が身につくように支援する。

防災知識の普及等を推進する際には、性別や年齢、国籍による視点の違いに配慮し、女性や子ども、外国人の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

また、区民、自主防災組織等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図っていく。

さらに、災害教訓の伝承として、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、各種資料を広く収集・整理し、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第1 防災教育・防災訓練の基本事項

区は、区民一人ひとりの防災能力の向上を図るため、主に次の事項について、防災教育・防災訓練を行う。

1. 防災教育に関する事項

- (1) 住宅用防災機器（火災警報器、ガス漏れ警報器等）の概要・点検方法
- (2) 平常時から実施できる消火準備
- (3) 災害用品の備蓄
- (4) 家具類の転倒・落下・移動防止及び日用品等の落下防止措置
- (5) 不燃化及び可燃製品の整理整頓
- (6) 安否確認手段、災害時の集合場所、避難経路等の検討方法
- (7) 危険物（灯油等）の管理方法
- (8) その他防災能力の向上に必要な事項

2. 防災訓練に関する事項

- (1) 起震車を活用した地震体験訓練
- (2) 家屋、埠等の強度の確認訓練
- (3) 訓練用消火器、D級ポンプ、スタンドパイプ等を用いた消火訓練
- (4) 繩を用いたロープワーク訓練
- (5) 三角巾等を用いた応急手当訓練
- (6) 防災マップの作成訓練
- (7) マスメディアを活用した防災情報の収集や消防署等が実施する防災講習会への参加による防災知識の取得

第2 防災教育の充実

1. 小中一貫型防災教育の実施

区は、赤羽岩淵中学校サブファミリーを防災教育重点サブファミリーに指定し、小中連携した避難訓練等を実施している。その結果を検証した上で、全サブファミリーでの実施を目指す。

2. 中学生の防災学校

区は、災害時に地域の力として重要な役割を担うことが期待される中学生の防災活動への興味を高め、将来の地域防災リーダーとして育成することを目的とした「中学生の防災学校」を、区立全中学校を対象に、消防署及び消防団と連携して行う。さらに、地域の防災活動への参加も促すことで、地域一体での防災力の向上を図る。

3. 防災フェスタの実施

区は、災害時において乳幼児を抱えて避難をしなければならない子育て中のファミリー層に向けた体験型イベントを開催し、防災知識等の習得とともに、ファミリー層が地域の防災活動へ参加していくためのきっかけづくりを図る。

4. 起震車を活用した防災教室

区は、区所有の起震車により、自主防災組織や学校、保育園等に出向き防災教室を開催し、地震体験等を通じた防災意識の高揚を図る。

5. 東京都北区防災センター（地震の科学館）

東京都北区防災センター（以下「防災センター」という。）は、地震に関する知識を体系的に学習できる展示機器や現実感のある体験施設を備えており、この施設を拠点として地域の防災教育を広める。

また、施設の利用を通じて、地震についての正しい情報やいざというときにパニックにならないための各種体験を提供するとともに、応急手当講習会等を開催し、防災意識の高揚を図る。

なお、防災センターは、区内のみならず他区市町村等からの見学・研修にも隨時応じている。

7. 救出活動技術の普及・啓発

区は、消防署等と連携して、防火防災管理者、自衛消防隊員をはじめ、自主防災組織の救出・救護班員をはじめ、広く区民に対し、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を推進する。

8. 応急救護知識及び技術の向上

区は、消防署等と連携して、区民に対し、応急救護に関する知識及び技術を普及し、自主救護能力の向上を図る。

また、応急手当普及用資機材の整備・充実を図るとともに、消防署・消防団及び東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携した救命講習等の効果的な普及啓発活動を展開する。

9. 災害教訓の伝承

区は、関東地方測量部、都と連携して、自然災害伝承碑の取組など、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていくための活動を推進する。

第3 防災訓練の充実

区は、全ての区民が自信をもって災害に対応できるよう、防災訓練を実施し、防災に関する知識及び対処法の定着を図る。

自主防災組織や事業者等は、区や防災関係機関と連携し、実践性を重視した各種訓練を実施する。実施後は、区等とともに必ず検証を行い、必要に応じて各種計画やマニュアル等を修正する。

1. 合同訓練

(1) 訓練方針

災害対策基本法に基づき、北区における自主防災組織、防災関係機関及び住民が一体となって震災訓練を実施することにより、北区地域防災計画の習熟を図るとともに、区及び防災関係機関相互の協力体制を緊密にすることを目的として実施する。

(2) 実施内容

ア 区防災会議において北区震災総合訓練について確認し実施する。

イ 主な訓練内容は、発災初動期の応急対応訓練と避難所開設訓練であるが、必要に応じて通信訓練など他の訓練を組み合わせる。

(3) 参加機関

自主防災組織等・事業者・民間団体・ボランティア・防災関係機関・区

(4) 訓練の検証

訓練後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて防災体制の改善等を行う契機とする。

2. 個別訓練

2-1. 消防訓練 [区及び消防署]

(1) 訓練方針

地震火災時等の各種災害に対処するため、区及び各消防署において、消防団、事業者及び区民を対象とした基本的防災訓練を個別に行うとともに、その成果をふまえて総合訓練を実施する。

第1部

震災対策編

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

本編

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

第2章 区民と地域の防災力向上 【予防対策】

(2) 震災消防訓練

各種災害に対処するため、各消防署において、消火・救助体験ハウス、訓練用通報装置及び応急救護訓練用人形等を整備して、消防団、事業者及び区民を対象とした基本的防災訓練を個別に行う。

参加機関	訓練項目	実施時期等
消防団	(1) 情報活動訓練 ア 収集(情報収集)・初動措置(災害対応)訓練 イ 情報整理及び通信運用訓練 (2) 部隊編成訓練 (3) 消火、救出救護訓練 (4) 消防署隊との連携訓練 (5) 東京消防庁災害時支援ボランティア等各種団体との連携訓練 (6) 地域住民との協働による消火救出救護訓練 (7) 水防訓練	基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、防災週間等防災キャンペーンの時期をとらえて隨時実施する。 総合防災訓練は、年1回以上実施する。
区 民	(1) 出火防止訓練 (2) 身体防護訓練 (3) 初期消火訓練 (4) 救出救助訓練 (5) 応急救護訓練 (6) 通報連絡訓練 (7) 避難訓練 (8) 避難所運営訓練 (9) 帰宅困難者対策訓練 (10) 水防訓練 (11) その他の訓練	基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、防災週間等防災キャンペーンの時期をとらえて隨時実施する。 総合防災訓練は、年1回以上実施する。
事業者	(1) 出火防止訓練 (2) 身体防護訓練 (3) 消火訓練 (4) 救出救助訓練 (5) 応急救護訓練 (6) 避難訓練 (7) 情報収集訓練 (8) 帰宅困難者対策訓練	消防計画に基づいて訓練計画を作成し実施する。また、一連の訓練を総合訓練として実施する。
東京消防庁 災害時支援 ボランティア	(1) 応急救護訓練 (2) 災害情報提供訓練 (3) その他の訓練	火災予防運動、防災週間及び防災とボランティア週間などを捉えて実施する。

(3) 救助救急訓練

区民及び防災関係機関との協力体制を確立し、災害時の迅速かつ的確な救助・救急活動の実現に努める。

参加機関	訓練項目	実施時期
区 事 業 医 師 日本赤十字社 民 者 会	(1) 各種救助事象による救出訓練 (2) 緊急医療救護所の設置・運営訓練 (3) 医療救護所の設置訓練 (4) 傷病者の緊急性に応じた分類（トリアージ）及び救急処置並びに搬送訓練 (5) 救急救助資機材の活用訓練	震災訓練に合わせて実施するほか、火災予防週間等において行う。

2-2. 総合的防災訓練 [警視庁]

大震災発生の際、防災関係機関と区民が一体となり、迅速かつ的確な対応ができるよう、各種の防災訓練を実施する。

参加機関	訓練項目	実施時期
防災関係機関 自主防災組織 区 事 業 民 者 等	(1) 警備要員招集及び部隊編成訓練 (2) 情報収集伝達訓練 (3) 各級警備本部設置訓練 (4) 交通対策訓練 (5) 装備資機材操作訓練 (6) 避難誘導訓練 (7) 広報訓練 (8) 救出救護訓練 (9) 津波対策訓練 (10) 通信伝達訓練	区及び地域住民と協力して隨時実施する。

2-3. 区職員訓練

(1) 防災訓練の実施

区は、訓練に係る年間実施計画を策定し、各部の業務分掌の確認及び習熟を目的とする訓練を実施するとともに、事後に内容を検証する。

(2) 区職員自衛消防隊訓練の実施

区職員による自衛消防隊を編成し、屋内消火栓等による初期消火訓練、ケガ人の救助訓練、来庁者及び職員の避難訓練を行う。

(3) 区職員研修

新規採用職員及び転入職員を対象に防災研修を実施する。各部においては、所属職員に災害時の業務分掌を周知する研修を実施する。

また、区職員に職員救急法講座、防災講座、資機材活用訓練、上級救命講習等を実施し、防災力の向上を図る。

第2章 区民と地域の防災力向上 【予防対策】

(4) AED保有施設職員に対する救命講習の実施

AED(自動体外式除細動器)を保有する区施設及び区関係機関等に勤務する区職員に対し、年1回以上、AEDの操作要領を中心とした普通救命講習を実施し、各種災害・事故発生時の応急救護力の向上に努める。

2－4. 無線通信訓練

(1) 訓練方針

区は、地域防災行政無線(移動系)の操作方法及び運用の習熟化を図るため、実施要領に基づき無線通信訓練を実施する。

(2) 訓練項目

- ア 非常通信訓練
- イ 無線統制訓練
- ウ 本部運営訓練
- エ 定期通信訓練

2－5. 下水道施設の復旧等にかかる訓練 [都下水道局]

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
都下水道局 民間団体 ほか	下水道局防災訓練 (1) 被災現場・事業者・本庁間の情報連絡 (2) 緊急点検及び緊急措置訓練 (3) 民間団体との連携による応急復旧訓練 (4) 区との連携による糞尿投入訓練 (5) 相互支援に関する情報連絡訓練など	毎年1回、本庁及び全事業所において実施する。

2－6. 指定公共機関

指定公共機関は、各社の業務計画に基づき、職場ごとに防災訓練を実施している。

機関名	訓練項目
各鉄道機関	(1) 消火訓練 (2) 応急救護訓練 (3) 車両脱線復旧訓練 (4) 情報伝達訓練 (5) 避難誘導訓練(駅間停車列車等)
各放送機関	(1) 情報連絡・組織連絡訓練 (2) 放送施設の保守・運用等 (3) 災害時特別番組制作のための訓練 (4) 非常無線・備品の点検
その他の機関	(1) 非常参集 (2) 情報連絡訓練 (3) 避難誘導訓練 (4) 施設の応急復旧訓練

2-7. 事業所防災訓練の指導 [消防署]

- (1) 事業所自衛消防組織の活性化を図るため、事業者が定期的に行う初期消火、通報、避難等の訓練に出向し、訓練指導を行う。
- (2) 病院、ホテル等不特定多数の者を収容する事業所及び電気・ガス等大規模事業所については、自衛消防隊を組織させ、消火訓練や避難訓練等の防災訓練を年間2回以上実施するよう指導している。

第4 防災関係機関等における防災教育・防災訓練の充実

1. 警察署

テロ対策のために全警察署に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進

2. 消防署

- (1) 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施
- (2) 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火態勢等の実態の把握、効果的な訓練の推進
- (3) 初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等の実戦的な訓練の実施
- (4) VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進
- (5) デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実
- (6) 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進
- (7) 出火防止等に関する教育・訓練の実施
- (8) 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資機材の整備・充実
- (9) 区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境の整備
- (10) 区民の応急救護に関する技能の向上
- (11) 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進
- (12) 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施
- (13) 専門的な知識や技能を有する機関と連携した防災訓練を実施する都立学校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施
- (14) 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨
- (15) 自主防災組織本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した要配慮者への防火防災啓発及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施
- (16) 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施
- (17) 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進

1-4 外国人支援対策

担当 総務部／危機管理室／区民部／まちづくり部

区は、在住外国人及び外国人旅行者等の増加を踏まえ、都や外国人支援団体等と連携し、外国人に対する防災知識の啓発を行うとともに、災害時における情報提供手段等の整備を推進していく。

また、平成30(2018)年7月に策定した「北区多文化共生指針」に基づき、在住外国人に適切な支援を行うとともに、地域の防災訓練への参加を促すなど、自助力向上のための意識啓発を行う。

(1) 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進

特別区防災担当課長会を通じた在京大使館との情報交換などを通じ、関係機関と連携しながら、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及を図る。その際、外国人が共助の担い手にもなり得ることに留意する。

(2) 地域の防災訓練に参加する外国人への支援

東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

(3) 外国語表記の推進

消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物などの外国語表記を推進する。

2 地域による共助の推進

担当 区各部／警察署／消防署／各防災関係機関

第1 自主防災組織等の強化

1. 自主防災組織

自主防災組織は、災害時に応急活動等を行うために、町会・自治会を母体として結成される基礎的組織である。

自主防災組織の活動拠点は、区立の公園、児童遊園、小・中学校、区立公共施設等とし、軽可搬消防ポンプ等の資機材倉庫を設置するとともに、訓練でも活用する。

なお、活動区域内に公園等が存在しない場合は、新たなオープンスペースの整備が図られるまで、隣接する自主防災組織等と共に用するなどして応急対応する。

(1) 事前対策

ア 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。

イ 発災から避難所生活までを扱う自主防災組織の行動計画を区と連携して作成し、必要に応じて検証及び見直しを行う。

ウ 初期消火、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練を実施する。

エ 消火、救助、炊き出し資機材等の整備・保守及び非常食の備蓄を促す。

- | | | | |
|--------|-----|-----|-----|
| 第1部 | 第2部 | 第3部 | 担当表 |
| 震災対策編 | | | |
| 第1部 | 第2部 | 第3部 | 担当表 |
| 風水害対策編 | | | |
| 本編 | 第2部 | 第3部 | 担当表 |
| 震災対策編 | | | |
| 資料編 | | | |
| 風水害対策編 | | | |
- オ 地域内の危険箇所を点検・把握し、地域住民に周知する。
 - カ 地域内の避難行動要支援者等の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
 - キ 地域内の企業・事業者との連携・協力について検討する。
 - ク 行政との連携・協力について検討する。
- (2) 区が実施する自主防災組織活性化対策
- ア 組織の結成促進
 - (ア) 未結成の地域の区民等に対して支援・助言を行い、自主防災組織の組織化を進める。
 - (イ) 自主防災組織の活性化を図るため、都と連携して必要な支援・助言を行う。
 - イ 活動環境の整備
 - スタンドパイプセット、炊き出しセット等の活動用資機材の整備を進める。
 - ウ 訓練用資機材整備
 - 消防署と連携して、訓練の技術指導や実技体験訓練等に必要な資機材を整備する。
 - エ 組織の活性化
 - (ア) 「防災セミナー講師派遣事業」等を通じて、防災知識の向上を図る。
 - (イ) 自主防災組織間の情報交換並びに女性及び次世代の防災リーダーの育成等を目的として、自主防災組織やそのリーダーを対象とした講習会や交流会を開催する。
 - (ウ) 自主防災組織の活動の活性化を図るため、区民等に対し、自主防災組織の活動に関する情報を提供する。
 - (エ) 消防署と連携して、救出・救護訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練の指導を実施するとともに、防災講習会、座談会及び映画会の開催等並びに各種防災訓練の技術指導等を通じて、自主防災組織の活性化に努める。
 - (オ) 必要に応じ、組織の統合・再編、「地区防災会議活動計画」及び「自主防災組織活動計画」の改定等を提案していく。
 - (カ) 女性リーダーの育成・支援に取り組み、女性の参加を促すことで、自主防災組織の活性化を促進する。

2. 地区防災会議

地区防災会議は、地域全体の安全を確保するために、自主防災組織で構成される合議体で、区、防災関係機関等と連携し、会議内の自主防災組織の指導及び調整を行う。

地区防災会議の活動拠点は、区内19か所の地域振興室とする。

(1) 事前対策

- ア 自主防災組織相互の協力体制づくりを図る。
- イ 地区活動計画を区と連携して作成し、必要に応じて検証及び見直しを行う。
- ウ 北区内の企業・団体等との連携強化に努める。

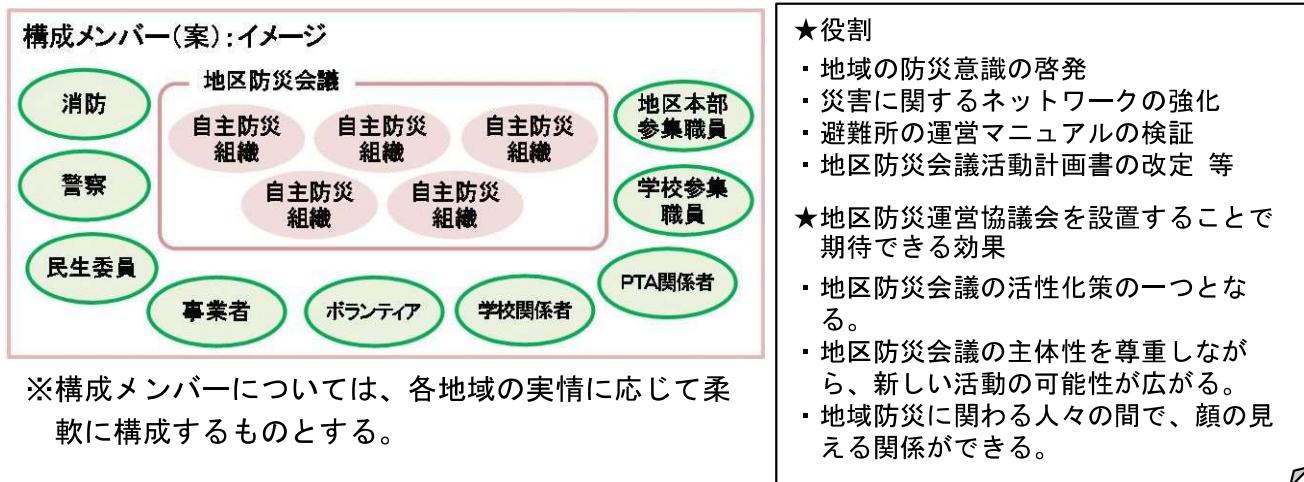
3. 「地区防災運営協議会」の設置

区では、地区防災会議を主体に地域の関係者が会する「地区防災運営協議会」を順次設置し、その場を基盤とした防災活動を展開することで、地区防災会議の機能強化及び活性化並びに地域の防災意識及び結束力の向上を図り、災害発生時における自主

第2章 区民と地域の防災力向上 【予防対策】

防災組織等を主体とした防災体制の迅速な構築につなげる。

19の地区防災会議に対し、平成25(2013)年度から、順次、地区防災運営協議会の設置を進めている。他協議会等との連携も踏まえて、全地区での設置を目指に取組を進めている。



4. 地区防災計画

(1) 計画の作成・提案

地区防災会議等は、地区防災運営協議会等の場を活用して、共同して行う防災活動に関する地区防災計画を作成し、区防災会議に対し、当該計画を区地域防災計画に定めるよう提案することができる。

なお、地区防災計画の作成に当たっては、従前に策定している各地区防災会議活動計画書等を基に各地区の特性に合わせた調整を行うものとする。

また、区防災会議は、地区防災計画に係る提案があった場合、地域の自主的な防災活動に関する計画の内容を尊重し、必要に応じて区地域防災計画にその一部又は全部を定める。

(2) 作成・運用の支援等

区は、地区防災会議等による計画作成及び運用の促進を図るとともに、地区防災会議等から計画作成及び計画に基づく訓練等の相談を受けた場合、必要な助言等を行うものとする。

5. 防災資機材等の充実

区では、自主防災組織の活動体制を強化するため、救助機材（ジャッキ、バール、ノコギリ、ポンプ、バーナー、格納倉庫等）、軽可搬消防ポンプ等の支給を行ってきた。また、既存スタンンドパイプに給水機能を付与する「緊急用簡易給水栓」及び小型消防ポンプとスタンンドパイプを接続させるための「媒介金具」を配備し、資機材の機能を強化した。

今後は、各自主防災組織の特性に合わせた資機材の配備充実及び機能向上を計画的に推進していくとともに、商店街を対象として、スタンンドパイプの配備を進める。

- (1) 自主防災組織を対象に、軽可搬消防ポンプやスタンードパイプセットを配備している。
- (2) 軽可搬消防ポンプ用として区内の耐震性地下貯水槽（容量40t以上）の蓋を利用しやすい鉄蓋（親子蓋）に整備している。

※ 軽可搬消防ポンプ配備状況 【資料編 p資-8参照】

6. 防災関係機関による対策

- (1) 警視庁では、次のような対策を行う。

テロ対策のために全警察署に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取組、地域特性に応じたモデル地区の選定、強化の推進
- (2) 東京消防庁では、次のような対策を行う。
 - ア 防災意識の啓発（再掲）
 - イ 防災教育・防災訓練の充実（再掲）
 - ウ 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、自主防災組織等における初期消火体制の強化を推進
 - エ 初期消火マニュアルを活用し、自主防災組織等への指導を実施
 - オ 自主防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催
 - カ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発（再掲）

第2 公共的団体等との協力体制の強化

- (1) 区は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう体制を整備する。
- (2) 区及び防災関係機関は、その所掌事務に關係する民間団体に対し、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。なお、この確立は、災害時の協力業務及び協力方法等を定めた区と各種公共的団体間の協定によることを原則とする。

第3 事業者との連携強化

区は、区内事業者に対して災害時等における地域への支援についての意向等の調査を行うとともに、一般社団法人北産業連合会、東京商工会議所北支部、北区商店街連合会等の協力を得て、防災について地域貢献の意志を有する事業者、地域と地元事業者との連携事例等を把握し、事業者と地域の自主防災組織及び事業者と区との連携強化を推進することにより、地域防災力の向上を図る。

→ 第2部 施策ごとの具体的計画 第2章 区民と地域の防災力向上
【予防対策】5 事業者による自助・共助の強化（p震-63）参照

第4 ボランティア・NPOとの協力体制の強化

- (1) 区は、日常的に活動を行っているボランティア・NPOとの情報交換を行い、相互に協力及び補完する体制を構築する。
- (2) 災害発生時の「災害ボランティアセンター」の設置・運営支援に向けて、平常時から東京都北区市民活動推進機構、北区社会福祉協議会等と連携し、準備を進める。
- (3) 区は、迅速な受援体制の構築のため、あらかじめ災害時のボランティアの活動拠

第2章 区民と地域の防災力向上 【予防対策】

点を「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」と定め、東京都北区市民活動推進機構及び北区社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置・運営支援に向けた準備を進める。

→ 第2部 施策ごとの具体的計画 第2章 区民と地域の防災力向上
【予防対策】6 ボランティアとの連携 (p震-66) 参照

第5 相互支援ネットワークの育成

- (1) 区は、地域の自主防災組織、事業者、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置、情報連絡体制の確保等、協力体制の構築を推進する。
- (2) 地域の自主防災組織と事業者の自衛消防組織等が相互に協力して連携できる体制の整備を推進する。
- (3) 店舗兼住宅のような小規模事業所については、地域の自主防災組織等の一員として活動し、事業者が保有する資機材を活用した体制づくりを行うよう支援・助言する。

3 マンション防災における自助・共助の構築

担当	危機管理室／まちづくり部／都総務局／都住宅政策本部／不動産会社等／マンション管理会社等／マンション居住者
----	--

第1 マンション居住者による自助の備え

マンション居住者は、本章予防対策「1-1 区民による自助の備え」に掲げる対策を推進するとともに、マンション特有の課題である次に掲げる対策を行う。

- ・エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施
- ・排水管等の修理が終了していない場合はトイレ使用不可となることを踏まえた簡易トイレの準備

第2 防災意識の啓発

行政等は、本章予防対策「1-2 防災意識の啓発」に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、啓発を行う。

第3 防災教育・防災訓練の充実

本章予防対策「1-3 防災教育・防災訓練の充実」に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、防災教育を実施していく。

4 消防団の活動体制の強化

担当 区各部／消防署／消防団

消防団は、震災初動期は自主防災組織と、震災初動期以後は段階的に消防署隊とそれ連携し、初期消火、消防活動、救出救護等に従事するとともに、平常時は地域住民に対し初期消火、救出救護等の技術的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

区及び消防署は、連携して、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

- (1) 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、大規模災害団員などの制度の活用、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。
- (2) 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な資機材等を整備する。
- (3) 各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- (4) 教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- (5) 新入団員への入団教育を充実させ、災害活動技能の早期習得を図る。
- (6) 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。
- (7) 消防団の活動等に係る自主学習用教材を配布するなど、団員の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や家庭との両立を図る。
- (8) 消防団に積極的に協力している事業者を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- (9) 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。また、地域と一体となった消防団募集活動を推進するとともに、消防団活動に参加しやすい体制づくりを推進する。
- (10) 消防団員への訓練にe-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。
- (11) 区は、活動運営費助成、資機材等の支給等を通じて、消防団活動の強化を図る。

5 事業者による自助・共助の強化

担当 危機管理室／消防署／事業者

第1 事業者の役割

事業者は、災害時の事業者の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して各種防災対策を図る。

第2章 区民と地域の防災力向上 【予防対策】

- (1) 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員及び利用者等の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映する。その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記する。
- (2) 社屋内外の安全性対策、防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策に取り組み、安否確認体制を整備する。
- (3) 災害時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策を推進する。
- (4) 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- (5) 組織力を活用した地域活動への参加、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を講じる。
- (6) 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

→ 第2部 施策ごとの具体的計画 第8章 帰宅困難者等対策 (p震-269) 参照

第2 事業所防災体制の充実

事業者は、その事業活動に関して震災による被害を防止するため、事業所単位に事業所防災計画の作成が義務づけられている。

消防署は、事業者に対し、東京都震災対策条例（以下「対策条例」という。）第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成等を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。

1. 事業所防災計画の作成指導

- (1) 防火管理者の選任をする事業所

対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。

- ア 震災に備えた事前計画
- イ 震災時の活動計画
- ウ 施設再開までの復旧計画

- (2) 防災管理者の選任をする事業所

対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める前アからウの事項について、事業者の実態に応じて必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるように指導する。

- (3) 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

ア 小規模事業所については、事業所用防災計画の作成資料として、区が作成する

- 「事業所防災計画 北区版」等を配布し、作成を指導する。
- イ 震災発生時には、作業員による組織的な統制ある活動が有効であることから、訓練等の指導を推進する。
- ウ 区は、一般社団法人北産業連合会、東京商工会議所北支部、北区商店街連合会等を通じて「事業所防災計画」の作成を支援する。
- (4) 防災対策上重要な施設の事業所防災計画
都市ガス、電気、鉄道・軌道、高速道路及び通信等、防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。
- 2. 自衛消防組織の充実**
- ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所については、火災予防条例第55条の5の規定に基づき、自衛消防技術認定証を有する者のうちから、自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）を配置することが義務づけられ、事業所の自主防災体制の強化が図られている。
- (1) 自衛消防隊の設置
- ア 災害時には、自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となって活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。また、応急救護能力を向上させるため、自衛消防活動中核要員を中心に上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の育成を行う。
- イ 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。
- ウ 自衛消防隊と近隣の防災関係組織との連携体制の確立を事業者へ要請し、地域の防災力の強化を図る。
- エ 自衛消防隊が、バール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、消防計画・事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進し、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。
- (2) 危険物施設の自衛消防組織等
- ア 危険物施設は、災害時に周囲に大規模な影響を及ぼすおそれがあるため、事業所の規模に応じた自衛消防組織の強化及び危険物施設相互間の応援体制の確立を要請する。
- イ 大規模危険物施設に対しては、「東京危険物災害相互応援協議会」と連携し、助言及び支援を行う。

第3 事業者への啓発

区は、事業者の自助・共助の強化を目的として、次のような啓発を行う。

- (1) 説明会等で、都等が事業者による防災対策を対象に実施する補助制度等について紹介する。
- (2) 説明会等で、事業者相互間及び事業者と防災関係機関間の災害時応援協定の有用性について啓発を行うとともに、必要に応じて区の関連部署が協定締結に係る支援を行う。

第2章 区民と地域の防災力向上 【予防対策】

- (3) 広報紙等で、法令等が事業者に求める防災対策を周知する。
- (4) 広報紙や防災展等で、事業者相互間及び事業者と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。

6 ボランティアとの連携

担当	総務部／危機管理室／地域振興部／福祉部／健康部／北区保健所／まちづくり部／土木部／消防署
----	--

第1 北区防災ボランティア

- (1) 区は、北区防災ボランティアに関する要綱（平成10(1998)年5月19日 10北地防セ第6号区長決裁）に基づき、災害時に無償で応急活動等に従事し、地域の安全確保に協力する「北区防災ボランティア」を募集し、登録する。
- (2) 北区防災ボランティアは、区の要請に基づき、災害時は地域の応急活動への従事、災害ボランティアセンターの運営、受援物資の整理運搬その他の災害対応業務を、平常時は災害対応業務を円滑に実施するための訓練を行う。

第2 東京都防災ボランティア等との連携

都は、平成7(1995)年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。

区は、東京都防災ボランティア等が災害発生時に迅速かつ効果的な活動を行えるよう、日頃から連携体制の構築に努める。

東京都防災ボランティア等の概要

要件	活動内容
防災（語学）ボランティア 一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上)の都内在住、在勤、在学者)	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
応急危険度判定員 建築士法(昭和25(1950)年法律第202号) 第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士または知事が特に必要と認めた者であって都内在住または在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度判定士 宅地造成等規制法施行令第17条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災ボランティア 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

第3 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

- (1) 東京消防庁では、災害時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「東京消防庁災害時支援ボランティア」の募集及び育成を平成7(1995)年から行っている。平成18(2006)年には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、その活動範囲を震災以外の大規模自然災害等まで拡大し、災害対応の強化を図っている。
- (2) 東京消防庁災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、東京消防庁災害時支援ボランティアの一層の充実強化を図る。また、東京消防庁災害時支援ボランティア用救助資機材を整備するとともに、東京消防庁災害時支援ボランティア育成指針に基づき個々の知識及び技術の向上並びに震災時の消防隊と連携した活動能力向上を図る。
- (3) 登録資格者

原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者

 - ア 応急救護に関する知識を有する者
 - イ 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者
 - ウ 元東京消防庁職員
 - エ 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者
- (4) 活動内容
 - ア 災害時

災害時には、東京消防庁管内のあらかじめ登録した部署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施する。
 - イ 平常時

消防署が区民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施する。

チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施する。

第4 警視庁交通規制支援ボランティアとの連携

- (1) 警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8(1996)年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。
- (2) 登録資格者

警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生

第2章 区民と地域の防災力向上 【予防対策】

時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者

(3) 活動内容

ア 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設置を行う活動

イ 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動

ウ その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

第5 赤十字ボランティアとの連携

- (1) 日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。
- (2) 主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災関係機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に、赤十字ボランティアとの連携を図る。

赤十字ボランティアの概要

要件	活動内容
東京都赤十字救護ボランティア 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修(赤十字災害救護ボランティア養成セミナー)を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を実施する。
北区赤十字奉仕団 北区において組織された奉仕団	災害時には、区と連携し、避難所等において被災者等への支援活動を実施する。
特殊赤十字奉仕団 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動を実施する。
個人ボランティア 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動を実施する。
青年学生赤十字奉仕団 勤労青年や学生によって組織された奉仕団	災害時には、避難所等における被災者のケア等の活動を実施する。

第6 民間機関との連携

- (1) 協定を締結している民間・企業団体等との訓練等を通じて、連携体制の強化を図る。
- (2) 生鮮食料を含む食料品組合、飲食業組合、衣料品組合、自転車商組合、商店街、葬祭業、区内に所在するスーパー等との協定の締結を推進する。

7 小・中学校の防災対策

担当	教育振興部
----	-------

第1 学校防災マニュアルの活用

教育振興部では、特に東日本大震災を踏まえ、学校教職員の役割等を大幅に見直しを行い、平成26(2014)年3月に「学校防災マニュアル」を改定した。

今後とも、各学校において、日頃の防災訓練や安全指導、防災に関する研修にマニュアルが活用され、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実が図られるよう普及・啓発に努めていく。

第2 事前対策

1. 校長の役割

「学校防災マニュアル」等に基づき、学校の立地条件等を考慮し、常に災害時の応急計画（学校防災計画と消防計画）を樹立し、指導の方法を明確にしておく。

2. 校長が災害の発生に備えて講じるべき措置

- (1) 児童・生徒等の避難訓練を実施するほか、区または自主防災組織等が行う防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加し、協力する。
- (2) 在校中や休日等の部活動など、児童・生徒等が学校の管理下にある場合やその他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づける。また、登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。
- (3) 教育委員会、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
- (4) 勤務時間外における教職員の連絡・参集体制及び役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。
- (5) 児童・生徒等の安全確保を図るため、保健室の資機材を充実するよう努める。また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

3. 児童・生徒等の帰宅方法（保護者への引渡し）及び保護

震度5弱以上の地震が発生した場合は、保護者等が引取りに来るまで、児童・生徒等を学校で待機させる。

引き取りに来た者以外の親族等からの照会に備え、「いつ」「誰に」引渡したかを

第2章 区民と地域の防災力向上 【予防対策】

記録するための引渡しカードをあらかじめ準備しておく。

さらにその後、大きな地震が発生した場合や、大きな余震が頻発する場合などで、児童・生徒等のほか、引取りに来た保護者等や教職員も校内に留まっていた方が安全と見込める場合には、学校に待機することも想定される。また、保護者等が被災または交通網の遮断等により、長時間引取りに現れない事態も想定される。このような場合には備蓄室にある備蓄食料や毛布等を活用する。

【応急対策】

1 自助による応急対策の実施

1-1 区民自身による応急対策

- (1) 災害時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火防止と初期消火に努める。
- (2) 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- (3) 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

1-2 外国人の情報収集等に係る支援

担当	(災対) 総務部／(災対) 区民部／都生活文化スポーツ局／都政策企画局／都産業労働局／観光関連事業者等
----	---

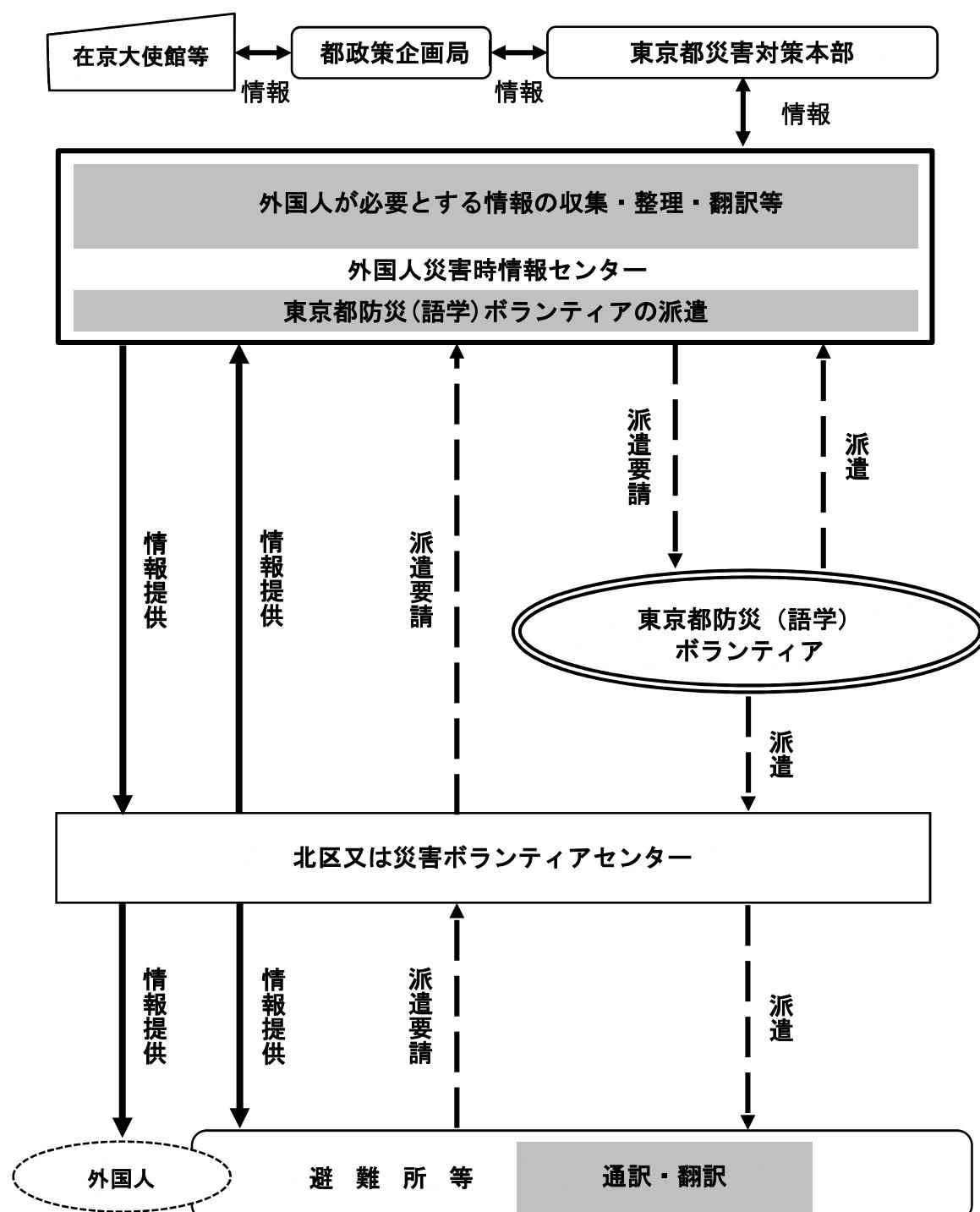
- (1) 区は、都が設置する「外国人災害時情報センター」と情報交換し、在住外国人に対して情報提供を行う。

機関名	対策内容
区	<ol style="list-style-type: none"> (1) 在住外国人への情報提供 (2) 外国人災害時情報センターとの情報交換 (3) 区の外国人支援団体等との連携
都総務局	<ol style="list-style-type: none"> (1) 東京都防災ホームページ、東京都防災アプリを介した、多言語等での災害情報の発信等 (2) 東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、災害時に多言語での発信
都生活文化スポーツ局	<ol style="list-style-type: none"> (1) 外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを設置し、(一財) 東京都つながり創生財団と連携して、次の業務を実施 ア 外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等 イ 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ウ 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し、東京都防災（語学）ボランティアを派遣 (2) (一財) 東京都つながり創生財団と連携して、他道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施
都政策企画局	在京大使館等との連絡調整

第2章 区民と地域の防災力向上 【応急対策】

機関名	対策内容
都産業労働局	(1) 外国人旅行者に対する情報提供への協力 ア 東京観光情報センター、都が設置・提供するデジタルサイネージや無料Wi-Fiサービス、東京の観光公式サイト「GOTOKYO」等を活用した情報提供
観光関連事業者等	外国人旅行者の案内、誘導、情報提供

(2) 住民登録対象外の外国人旅行者を行方不明者として把握した場合、直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等に連絡する。



2 地域による応急対策の実施

担当

(災対) 総務部／(災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部／(災対) 福祉部
 ／(災対) 医療衛生部／消防署

第1 自主防災組織

1. 活動内容

(1) 自主防災組織

災害時に、区、防災関係機関、近隣企業等と連携し、応急活動を行う。

(2) 地区防災会議

ア 地区防災会議は、発災後速やかに地区本部を地域振興室内に開設する。

イ 地区本部は、区及び防災関係機関と連携し、被害情報の収集伝達を行う。

ウ 地区本部は、被害の最小化に必要な対応を自主防災組織に指示する。

エ 地区本部は、区の要請に基づき、地区防災会議を構成する各自主防災組織の被害状況を較量し、必要な調整を行う。

2. 活動業務

(1) 初期消火活動及び出火防止

ア 火災が発生した場合は、自主防災組織が協力して、軽可搬消防ポンプを活用した初期消火を実施する。

イ 地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資機材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。

ウ 消防団、消防署等と連携し、区民に対して出火防止を呼びかけるとともに、出火警戒に努める。

(2) 救出・救護活動

ア 地域の資機材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資機材を活用する。

倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出、応急救護、救護所への搬送を実施する。

イ 要配慮者のうち避難行動要支援者名簿登録者については、名簿等を基に安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

(3) 避難所運営

ア 避難所運営マニュアル等に基づき区(学校教職員・区職員)や地域住民・ボランティアと連携し、自主防災組織リーダーを中心に、女性や要配慮者等にも配慮した避難所運営を行う。

イ 救援物資の分配、炊き出し等の避難所運営に必要な作業を避難者等と協力して行う。

(4) 情報の収集・伝達

ア 地域内を巡回し、地域住民等の状況、危険箇所の有無等の情報を収集し、定期又は状況に応じて、区等に連絡する。

イ 地域住民等に対して、災害防止広報を行う(出火防止広報、余震注意広報、流言防止広報、町内の情報広報等)。

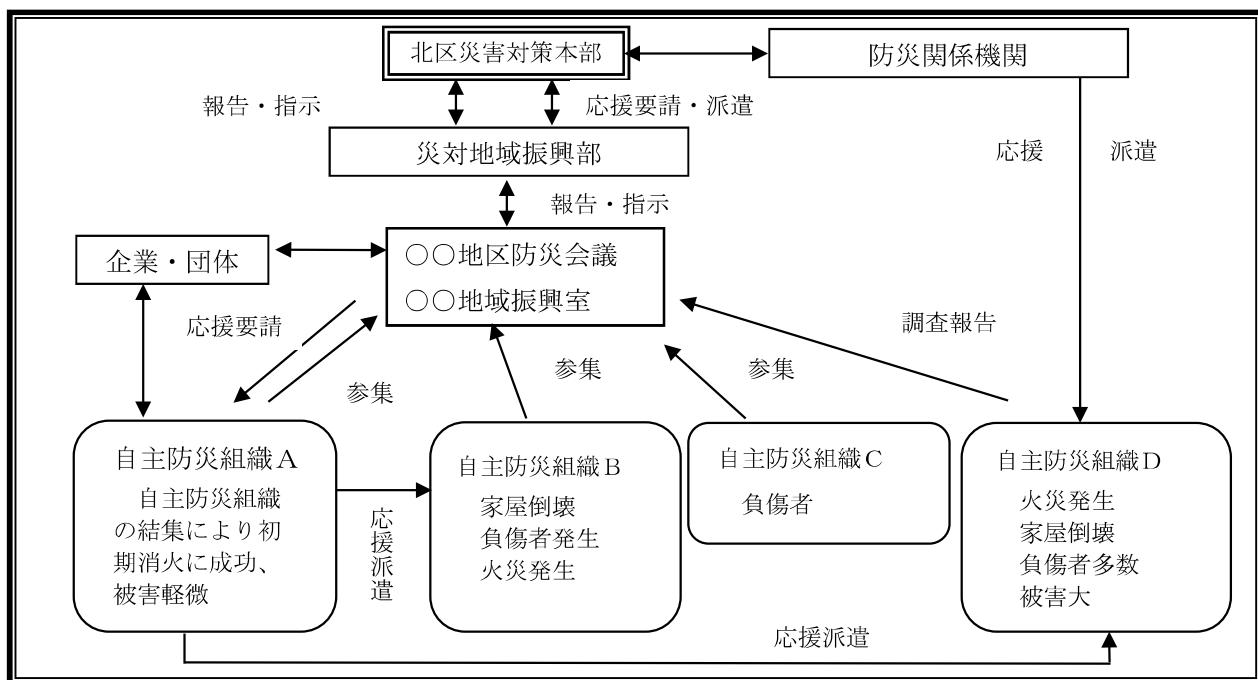
(5) 秩序の維持

第2章 区民と地域の防災力向上 【応急対策】

警察署等と連携して、地域内のパトロール等を定期的に行うことで、秩序維持に協力する。

3. 協力方法

各組織において定めている態勢に基づき、自主的に初期消火等の必要な応急活動に着手する。その後、区をはじめとする防災関係機関の活動体制が確立するに従って、逐次各震災応急対策活動主体を防災関係機関に移行し、移行後は、補充的活動として、災害業務に協力するものとする。



3 消防団による応急対策の実施

担当	(災対) 危機管理室／各防災関係機関
----	--------------------

消防団は、発災初動期の地域防災の核として、分団受持区域内の住民と、被災情報を共有するとともに、出火防止、初期消火、救出救護等の指導を実施する。また、火災その他の災害に対しては、消防署隊との連携及び地域住民との協働により、現有装備を活用した消防活動にあたる。

(1) 出火防止

発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

(2) 情報収集活動

災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防団本部等に消防活動上必要な情報や被害の情報収集を行う。あわせて、自主防災組織からの情報が集約される地区本部と被害情報の交換を行う。

(3) 消火活動

分団受持区域内にある建物等の消火活動あるいは避難行動に用いられる道路の確保は、消防団独自若しくは、消防署隊と協力して行う。

(4) 消防署隊への応援

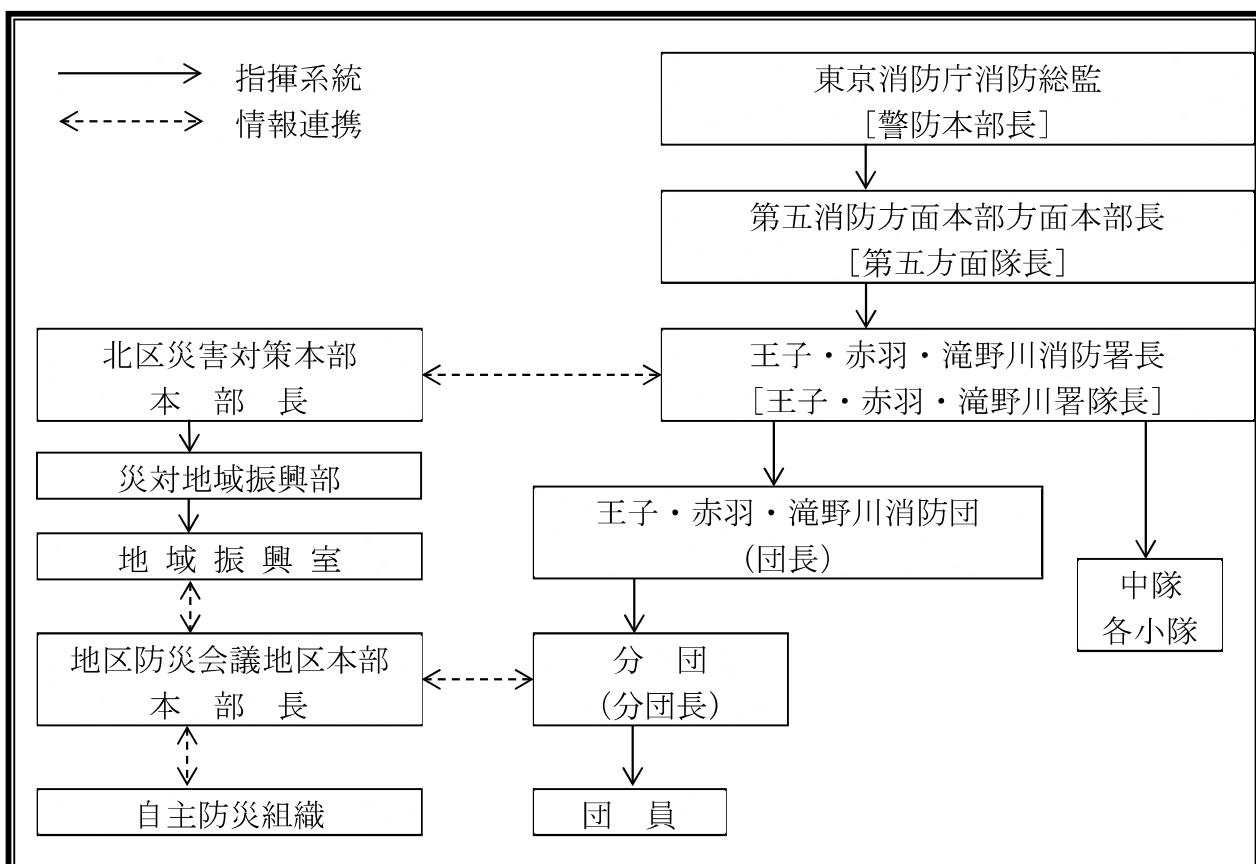
所轄消防署(所)の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。

(5) 救出・救護

簡易救助器具を活用し、住民と一緒に救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(6) 避難場所の防護等

避難の指示、避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに防災関係機関と連絡を取りながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。



指揮系統図（水防も含む。）

※ 消防団の現勢

【資料編 p資-8参照】

※ 分団本部所在地及び受持区域 【資料編 p資-9参照】

第2章 区民と地域の防災力向上 【応急対策】

4 事業者による応急対策の実施

担当	事業者
----	-----

事業者は、自らの組織力並びに近隣住民、自主防災組織、区及び防災関係機関等との連携により、災害発生時の事業者の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすよう努める。

- (1) 来訪者や従業員等の安全を確保し、救助活動、救護活動を行う。
- (2) 出火防止措置を実施する。
- (3) 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。
- (4) 正確な情報を収集、伝達する。
- (5) 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- (6) 事業者での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施する。
- (7) 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

5 マンション防災における応急対策の実施

担当	マンション管理組合・自治会等
----	----------------

マンション管理組合等は、本章応急対策「2 地域による応急対策の実施」に掲げる対策のほか、次のとおり応急対策を実施する。

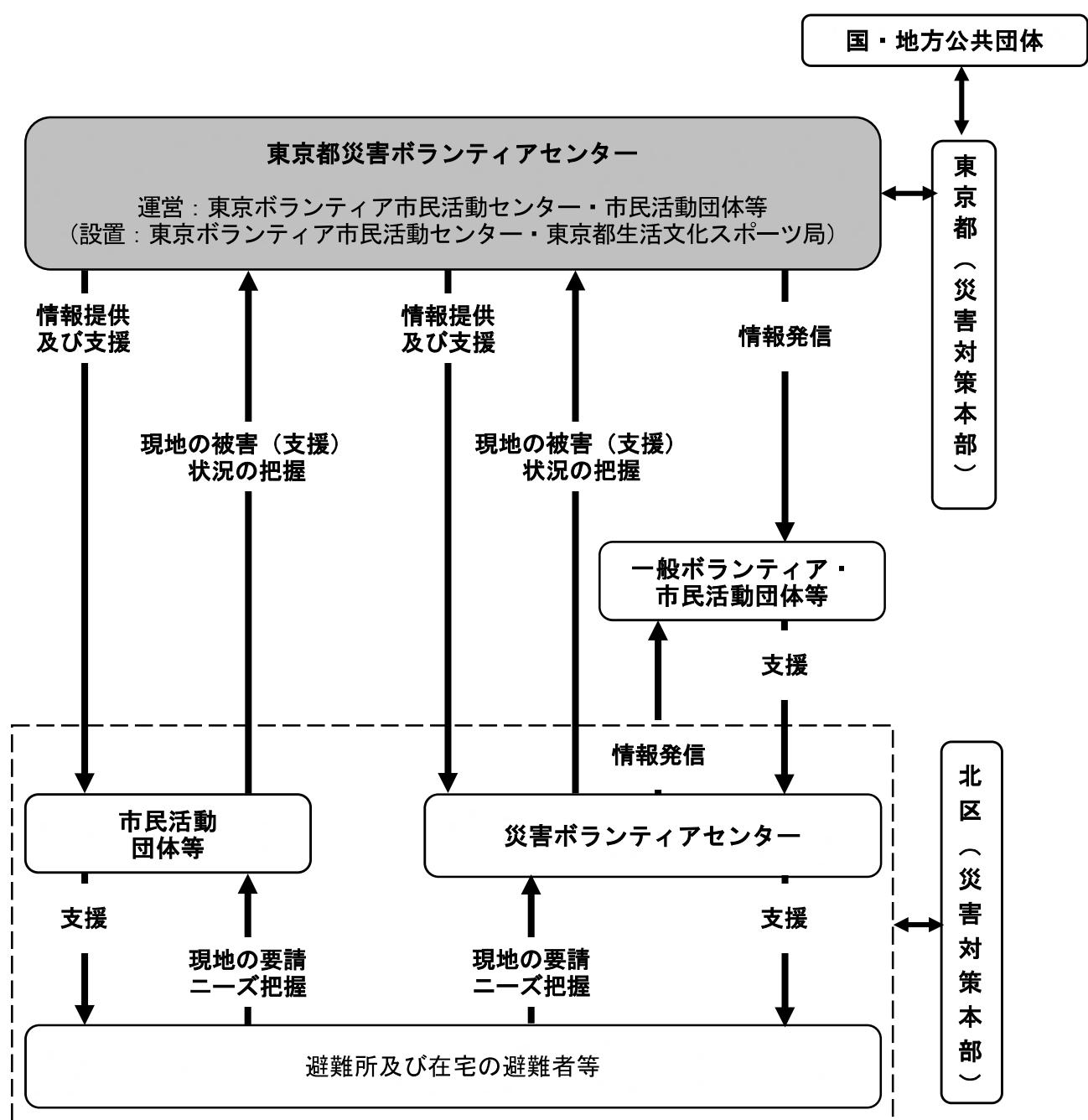
- (1) マンション居住者の安否確認
- (2) マンション共有の資器材を用いた救出活動支援
- (3) 集会室等を利用した避難所運営
- (4) 建物被害調査と二次被害防止
- (5) ライフライン復旧状況の確認
- (6) 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援
- (7) マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配

6 ボランティアとの連携

担当	(災対) 本部／北区社会福祉協議会／東京都北区市民活動推進機構
----	---------------------------------

- (1) 区は、NPO・ボランティアふらざに、ボランティアの管理運用を行う本部として、災害ボランティアセンターを設置する。また、みどりと環境の情報館（エコベルデ）に、各ボランティアの活動拠点を設置する。なお、災害ボランティアセンター及び各ボランティアの活動拠点の設置場所は、災害の種別等に応じて、隨時変更することとする。

- (2) 災害ボランティアセンターは、東京都災害ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動に対する情報収集、調整等を行う。
- (3) 災害ボランティアセンターの立ち上げ、管理及び運営は、区、北区社会福祉協議会及び東京都北区市民活動推進機構の協働とする。ただし、管理及び運営は、可能な限り北区社会福祉協議会及び東京都北区市民活動推進機構が行い、区は必要な援助及び情報提供を実施する。
- (4) 外部からのボランティアは、原則として飲料水及び食料を自力で調達する。また、災害時は、その旨をホームページ等で周知する。



7 応急教育・応急保育

7-1 応急教育の実施

担当	(災対) 教育振興部
----	------------

第1 活動方針

1. 児童・生徒等の安全確保

学校については、避難所として開設されるため、一般避難者との混乱防止を図る。

2. 応急教育の実施

児童・生徒等の安全を確保するとともに、健康と精神の安定を維持するためにも、教育の場ができるだけ早期に再開させることに努める。

第2 災害時の対応

- (1) 校長は、平成26(2014)年3月に教育委員会がまとめた「学校防災マニュアル」を基に、各学校の特性にあった「学校防災マニュアル」を整備し、これに基づき対応を行う。
- (2) 校長は、震度5弱以上の大地震が発生した際、速やかに学校災害対策本部を設置し、学校防災計画で定められた役割分担に従い活動に従事する。
- (3) 校長は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、保護者等が引き取りに来るまで、学校で待機させる。
- (4) 校長は、安全確認ができた場合または確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒等を帰宅させる。学校職員は、引き取りに来た者以外の親族等からの照会に備え、「いつ」「誰に」引き渡したかを引渡しカードに記録する。
- (5) また、校長は、その後さらに大きな地震が発生した場合や、大きな余震が頻発する場合などで、児童・生徒等のほか、引き取りに来た保護者等や教職員も校内に留まっていた方が安全と見込める場合には、学校に待機することを検討する。また、保護者等が被災または交通網の遮断等により長時間引き取りに現れない場合は、備蓄食料や毛布等の配布を検討する。
- (6) 校長は、災害の規模及び児童・生徒等や教職員並びに施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。
- (7) 校長は、状況に応じ、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校(園)等の適切な措置をとる。
- (8) 校長は、学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分を指定し、住民の協力が得られるよう努める。
- (9) 校長は、応急教育計画を作成したときは、教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。
- (10) 校長は、臨時の学級編制を行い、災害状況と合致するよう速やかに調整する。

第3 災害復旧の体制

- (1) 校長は、教職員を掌握し校舎の整備を行い、児童生徒に対しては被災状況を調査し、教育委員会に報告する。
- (2) 校長は、被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- (3) 教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定める。担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導にあたる。
- (4) 校長は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- (5) 校長は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導、また心のケア対策も十分留意する。
- (6) 校長は、教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。
- (7) 校長は、避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- (8) 校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。
- (9) 校長は、他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして(5)に準じた指導を行うように努める。

第4 避難所となった学校での児童生徒の保護

- (1) 保護者へ引き渡した時点で、帰宅（下校）と同様の扱いとする。
- (2) 保護者への引渡しができない状況では、一時的に学校が保護し、保護者の安否確認等の適切な措置を講じる。
- (3) 児童生徒の救護（心身のケア）に関する体制として、スクールカウンセラー、教育相談所、児童相談所、病院等との連携を図る。

第5 学用品の給与

- (1) 災害により学用品をそう失し、就学上支障のある児童・生徒に対し、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品を給与する。
- (2) 校長は、児童・生徒等の安否確認と同時に、教科書・文房具などの紛失・消失状況を把握し、教育委員会に報告する。
- (3) 学用品の給与は、災害救助法施行細則による。

第1部

震災対策編 第2部

第3部

担当表

第1部

風水害対策編 第2部

本編 第3部

担当表

震災対策編 資料編

風水害対策編

7-2 応急保育の実施

担当	(災対) 子ども未来部
----	-------------

第1 基本方針

災害が発生したとき、区内の保育園児の安全を確保するとともに、緊急の場合も含めて、保育業務を中断することなく、その実施に努める。

第2 応急保育の実施

1. 保育園施設で実施する場合（全保育園対象）

- (1) 施設の安全性が確保され、かつ機能が維持されている場合に、応急保育を実施する。
- (2) 災害遺児の一時的な受入れは、原則として未就学児を対象とする。
- (3) 適切な施設へ早急に収容するための対応について、児童相談所等関係機関と連携を図る。

2. それ以外の施設で実施する場合

専門的な教育を受けた保育士を派遣する。

第3 緊急・一時的保育

区は、保護者の病気、けが、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急に又は一時的に家庭保育が困難となる場合若しくは保護者が震災救援活動のボランティアとして参加する場合は、その子を保育する。